

# 令和4年度 決算説明資料

令和5年10月5日  
スポーツ市民局

## 目 次

頁

|    |                            |    |
|----|----------------------------|----|
| 1  | 審議会への女性委員の登用率              | 1  |
| 2  | 再犯防止の推進                    | 4  |
| 3  | 自転車安全適正利用の推進               | 5  |
| 4  | 個人番号カードの交付状況               | 7  |
| 5  | 住民票の写し等のコンビニ交付             | 8  |
| 6  | 区政協力委員の概要                  | 12 |
| 7  | 地域コミュニティ活性化推進事業            | 14 |
| 8  | 名古屋スポーツコミッション              | 15 |
| 9  | スポーツを活かした都市ブランドの向上         | 20 |
| 10 | 障害者スポーツ競技用補装具等購入費補助事業の交付実績 | 21 |
| 11 | 障害者スポーツセンター                | 22 |
| 12 | 日本ガイシホール等のトイレ              | 24 |
| 13 | 教育基金の積立（スポーツ施設整備費関係分）      | 25 |

# 1 審議会への女性委員の登用率

## (1) 登用率の推移

| 区 分     | 令和3年度 |        | 令和4年度 |        |
|---------|-------|--------|-------|--------|
|         | 審議会数  | 登 用 率  | 審議会数  | 登 用 率  |
| 防災危機管理局 | 2     | 26.3 % | 2     | 25.0 % |
| 総 務 局   | 6     | 41.7   | 6     | 40.5   |
| 財 政 局   | 1     | 40.0   | 1     | 40.0   |
| スポーツ市民局 | 12    | 39.0   | 12    | 43.5   |
| 経 済 局   | 1     | 41.7   | 2     | 47.1   |
| 観光文化交流局 | 2     | 40.0   | 2     | 40.0   |
| 環 境 局   | 21    | 36.1   | 20    | 36.1   |
| 健康福祉局   | 21    | 32.5   | 23    | 32.9   |
| 子ども青少年局 | 6     | 45.0   | 6     | 43.6   |
| 住宅都市局   | 8     | 43.5   | 8     | 41.9   |
| 緑政土木局   | 4     | 34.0   | 4     | 31.3   |
| 上下水道局   | 1     | 0.0    | 1     | 0.0    |
| 教育委員会   | 9     | 48.1   | 9     | 49.5   |
| 計       | 94    | 35.3   | 96    | 35.5   |

注1 各年度4月1日現在

2 委員の数には、市職員、市議員、法人及び法令の規定により宅地の所有者等から選挙により選出する委員の数は除く。また、その結果委員の数が1人以下になる審議会は集計から除く

3 各年度4月1日現在で委員が未就任の審議会は除く

## (2) 登用率30%未満の審議会

(単位：%)

| 区 分     | 審 議 会             | 登 用 率 |
|---------|-------------------|-------|
| 防災危機管理局 | 名古屋市防災会議          | 20.0  |
| 総 務 局   | 名古屋市職員傷病審議会       | 22.2  |
| スポーツ市民局 | 名古屋市町名、町界審議会      | 28.6  |
|         | 名古屋市交通安全対策会議      | 0.0   |
|         | 名古屋市個人情報保護審議会     | 14.3  |
| 環 境 局   | 中川区地域環境審議会        | 27.8  |
|         | 港区地域環境審議会         | 22.2  |
|         | 南区地域環境審議会         | 29.4  |
|         | 守山区地域環境審議会        | 29.4  |
|         | 緑区地域環境審議会         | 25.0  |
|         | 天白区地域環境審議会        | 26.3  |
|         | 公害健康被害認定審査会       | 21.4  |
|         | 住居の不良堆積物対策審議会     | 20.0  |
| 健康福祉局   | 名古屋市災害弔慰金等支給審査委員会 | 16.7  |
|         | 名古屋市福祉有償運送運営協議会   | 18.8  |

|         |                         |       |
|---------|-------------------------|-------|
| 健康福祉局   | 名古屋市透析療法審査委員会           | 0. 0  |
|         | 名古屋市保健所運営協議会            | 18. 8 |
|         | 名古屋市感染症予防協議会            | 16. 0 |
|         | 名古屋市感染症診査協議会            | 26. 7 |
|         | 名古屋市予防接種健康被害調査委員会       | 12. 5 |
|         | 名古屋市衛生研究所等疫学倫理審査委員会     | 20. 0 |
| 子ども青少年局 | 名古屋市子育て支援企業認定審査会        | 25. 0 |
| 緑政土木局   | 緑政土木局指定管理者選定委員会         | 21. 4 |
| 上下水道局   | 名古屋市下水汚泥焼却施設整備等事業者選定審議会 | 0. 0  |

注 令和4年4月1日現在

### (3) 女性委員の登用促進を図る取組み

- ・担当副市長を会長とする男女平等参画推進協議会において、審議会の女性委員の積極的な登用の働きかけを行うとともに、慣行等による委員の選任方法等について積極的な見直しを依頼
- ・女性委員の登用率が低い審議会の所管部署へ個別の働きかけを実施
- ・改選期にあたる審議会について、所管部署とともに団体を訪問して女性委員の推薦を依頼

## 2 再犯防止の推進

### (1) 主な取り組み

- ・立ち直り支援コーディネート機関運営事業
- ・立ち直り支援ハンドブックの作成
- ・市民向け講演会
- ・保護司セミナー

### (2) 立ち直り支援コーディネート機関運営事業

| 区 分  | 内 容                                                           |
|------|---------------------------------------------------------------|
| 支援体制 | コーディネート機関を設置し、社会福祉士または精神保健福祉士等の資格を持つコーディネーター（3名）、統括責任者（1名）を配置 |
| 支援実績 | ・コーディネート業務 18件<br>・相談支援業務 15件                                 |

### 3 自転車安全適正利用の推進

#### (1) 主な取組み

| 区 分          | 内 容                                                     | 実 績                                                         |
|--------------|---------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------|
| マナーアップキャンペーン | 自転車安全利用促進強調月間(5月、11月)を中心に、各区において自転車の安全な利用やマナー向上の呼びかけを実施 | 実施回数<br>148回<br>参加者数<br>2,973人                              |
| 自転車教室        | 各区において小学生、高齢者などを対象に、自転車の安全で正しい乗り方について講義、実技指導等を実施        | 実施回数<br>262回<br>参加者数<br>33,768人                             |
| ガイドブックの配布    | 「自転車安全利用ガイドブック」を配布し、自転車の安全な利用方法について啓発を実施                | 13,000部                                                     |
| リーフレットの配布    | 自転車の交通ルールを説明したリーフレットを、小学生、中学生に配布し、自転車の安全利用啓発を実施         | 小学生<br>23,000部<br>中学生<br>22,000部                            |
| 自転車シミュレータの活用 | 自転車シミュレータを活用した参加体験型の交通安全教室を実施                           | 実施回数<br>22回<br>参加者数<br>1,257人<br>開催場所<br>ショッピングセンター<br>小学校等 |

## (2) 自転車乗車中の違反別死傷者数

(単位：人)

| 区 分   | 令和3年  | 令和4年  |
|-------|-------|-------|
| 安全不確認 | 856   | 892   |
| 動静不注視 | 365   | 400   |
| 一時不停止 | 110   | 105   |
| 信号無視  | 31    | 29    |
| その他違反 | 195   | 317   |
| 違反なし  | 808   | 587   |
| 計     | 2,365 | 2,330 |

#### 4 個人番号カードの交付状況

##### (1) 累計

| 区 分 | 交 付 数       | 交 付 率  |
|-----|-------------|--------|
| 本 市 | 1,487,283 枚 | 64.8 % |
| 全 国 | 84,399,025  | 67.0   |

注 令和5年3月末時点

##### (2) 全国の年齢別交付率

(単位：%)

| 区 分    | 交 付 率 |
|--------|-------|
| 0～9歳   | 53.0  |
| 10～19歳 | 63.6  |
| 20～29歳 | 67.5  |
| 30～39歳 | 65.6  |
| 40～49歳 | 62.3  |
| 50～59歳 | 69.3  |
| 60～69歳 | 72.2  |
| 70～79歳 | 74.4  |
| 80歳以上  | 69.8  |

注 総務省「マイナンバーカードの市区町村別交付枚数等について（令和5年3月末時点）」による

## 5 住民票の写し等のコンビニ交付

### (1) 導入状況

| 区 分    |            | 団体数   | 導入団体数 |
|--------|------------|-------|-------|
| 愛知県    | 市町村        | 54    | 40    |
|        | 人口10万人以上の市 | 15    | 14    |
| 政令指定都市 |            | 20    | 19    |
| 全国市町村  |            | 1,741 | 1,104 |

注 令和5年3月15日現在

### (2) 苦情及び要望等

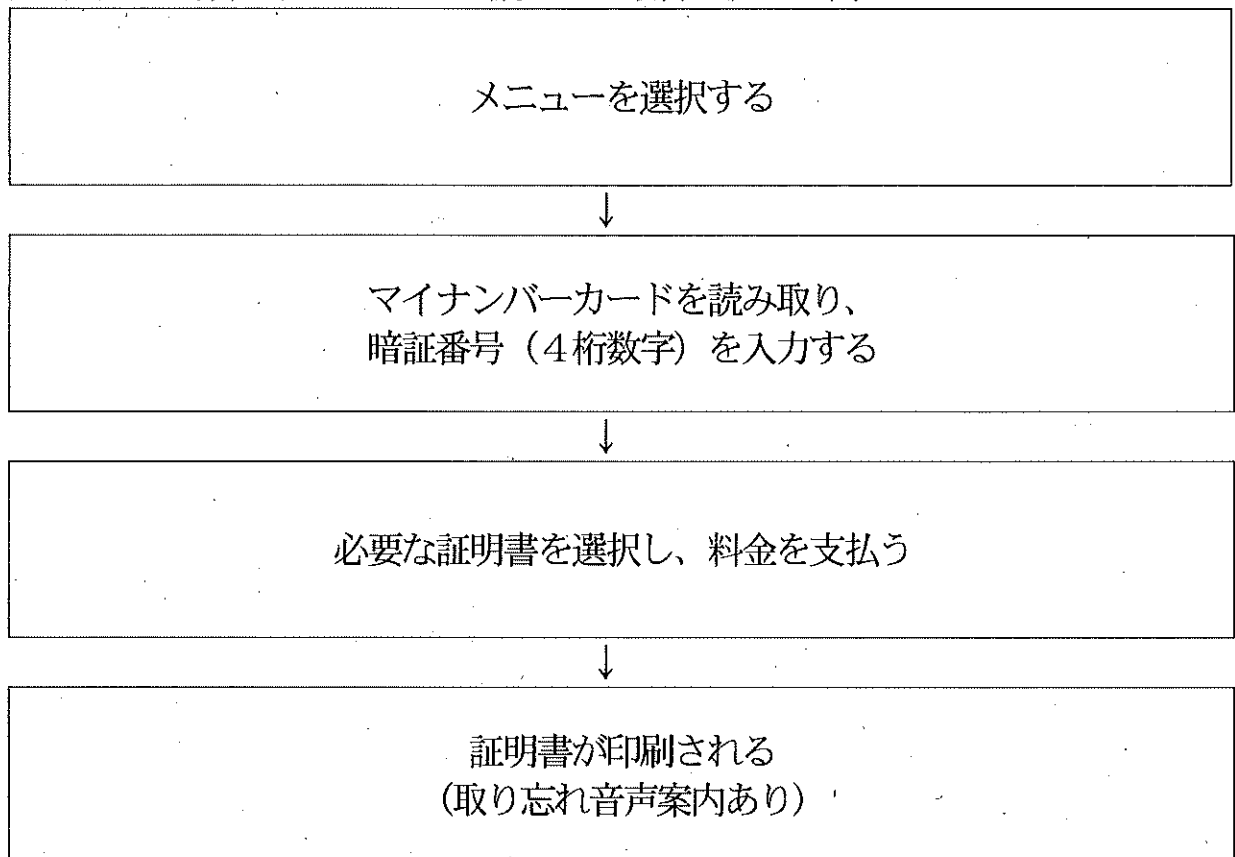
#### ア 件数の推移

| 区 分   | 件 数   |
|-------|-------|
| 令和3年度 | 3,742 |
| 令和4年度 | 9,166 |

#### イ 主な内容

- ・国をあげて活用していこうとしているツールなのに、名古屋市民がコンビニでマイナンバーカードを利用する事の何が問題なのか
- ・他都市より名古屋市に引っ越してきたが、コンビニ交付について名古屋市が非対応であることに驚いた。すぐにでも導入してほしい
- ・有給休暇を使って区役所まで行かないと証明書が取れないのは市民サービスが悪すぎる
- ・多くの市民が住民票のコンビニ交付を希望している
- ・他の多くの市町村が導入できて名古屋市ができないのはなぜか

(3) キオスク端末（マルチコピー機）での取得の流れの例



(4) コンビニ交付における住民票の写しの単価の考え方

コンビニ事業者に支払う手数料（117円）、コンビニ交付運用にかかる運営負担金、証明書発行サーバーにかかる経費等について、コンビニで交付する枚数を勘案して算出

## (5) 政令指定都市における住民票の写しの手数料

(単位：円)

| 区 分   | 窓 口 | コンビニ交付 |
|-------|-----|--------|
| 札 幌   | 350 | 350    |
| 仙 台   | 300 | 300    |
| さいたま  | 300 | 200    |
| 千 葉   | 300 | 250    |
| 横 浜   | 300 | 250    |
| 川 崎   | 300 | 300    |
| 相 模 原 | 300 | 250    |
| 新 潟   | 300 | 150    |
| 静 岡   | 300 | 300    |
| 浜 松   | 350 | 150    |
| 名 古 屋 | 300 | —      |
| 京 都   | 350 | 250    |
| 大 阪   | 300 | 200    |
| 堺     | 300 | 150    |
| 神 戸   | 300 | 150    |
| 岡 山   | 300 | 200    |
| 広 島   | 300 | 200    |
| 北 九 州 | 300 | 200    |
| 福 岡   | 300 | 100    |
| 熊 本   | 400 | 10     |

注1 令和5年3月末現在

2 期間を限定して割引を実施するものを含む

(6) 地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（抜粋）

（クラウド・コンピューティング・サービス関連技術の活用）

第10条 地方公共団体は、デジタル社会形成基本法第29条に規定する国による環境の整備に関する措置の状況を踏まえつつ、当該環境においてクラウド・コンピューティング・サービス関連技術を活用して地方公共団体情報システムを利用するよう努めるものとする。

## 6 区政協力委員の概要

### (1) 職務及び費用弁償

| 区 分  | 内 容                                                                                                                                              |
|------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 職 務  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・市区の行なう広報広聴活動及び災害対策に協力すること</li> <li>・地域における社会教育活動及び市民運動の推進を図ること</li> <li>・その他市区行政の連絡及び協力を行なうこと</li> </ul> |
| 費用弁償 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・学区委員長 月額 3,501円</li> <li>・一般委員 月額 2,509円</li> </ul>                                                      |

### (2) 平均年齢

(単位：歳)

| 区    | 年 齢  |
|------|------|
| 千種   | 65.1 |
| 東    | 66.1 |
| 北    | 65.9 |
| 西    | 65.2 |
| 中村   | 68.6 |
| 中    | 68.3 |
| 昭和   | 65.2 |
| 瑞穂   | 66.8 |
| 熱田   | 68.8 |
| 中川   | 65.7 |
| 港    | 66.1 |
| 南    | 66.1 |
| 守山   | 62.6 |
| 緑    | 62.7 |
| 名東   | 62.4 |
| 天白   | 63.2 |
| 全市平均 | 65.3 |

注 令和4年4月1日現在

(3) 年齢構成

| 区 分 | 人 数   | 割 合   |
|-----|-------|-------|
| 20代 | 9人    | 0.2%  |
| 30代 | 136   | 2.5   |
| 40代 | 404   | 7.5   |
| 50代 | 730   | 13.5  |
| 60代 | 1,755 | 32.6  |
| 70代 | 2,355 | 43.7  |
| 計   | 5,389 | 100.0 |

注 令和4年4月1日現在

(4) 欠員数

|     |
|-----|
| 75人 |
|-----|

注 令和4年4月1日現在

(5) 主な負担軽減策

- ・各局室区及び関係団体に対し、配布物の回覧依頼などの行政からの依頼の抑制を要請
- ・「名古屋市地域活動実践集」を作成し、好事例・先進事例を紹介
- ・スマートフォン教室やホームページ作成講座を開催し、ICT活用を推進
- ・様々な世代が参加するワークショップを16区で開催し、持続可能な地域活動について話し合う機会を創出

## 7 地域コミュニティ活性化推進事業

### (1) ICTを活用した地域活動支援事業

| 区 分        | 日 数 | 回 数 | 参加者数 |
|------------|-----|-----|------|
| ホームページ作成講座 | 2   | 2   | 34   |
| スマートフォン教室  | 15  | 19  | 150  |

### (2) コミュニティ講習会

| 区 分   | テ ー マ                         | 参加者数 |
|-------|-------------------------------|------|
| 講 演 会 | 地域コミュニティにおけるデジタル活用について        | 347  |
| 事例紹介  | 地域団体におけるICT活用方法や人材の集め方、体制づくり等 | 22   |

# 8 名古屋スポーツコミッション

## (1) 令和3年度の決算額等

(単位：円)

| 区 分                                                                                                                                                              | 予算現額         | 決 算 額        | 不 用 額       |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|--------------|-------------|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 設立及び活動支援業務</li> <li>・ 設立総会支援業務</li> <li>・ 設立総会新型コロナウイルス感染症対策経費</li> <li>・ 周知チラシ制作経費</li> <li>・ 地下鉄車内における広告経費</li> </ul> | 24, 000, 000 | 23, 439, 686 | 560, 314    |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 職員人件費等管理費</li> <li>・ ウェブサイト構築・運営等広報経費</li> <li>・ イベント等開催経費</li> </ul>                                                   | 36, 000, 000 | 30, 291, 506 | 5, 708, 494 |
| 計                                                                                                                                                                | 60, 000, 000 | 53, 731, 192 | 6, 268, 808 |

## (2) 令和4年度の決算額等

(単位：円)

| 区 分                                                                                                          | 予算現額         | 決 算 額        | 不 用 額       |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|--------------|-------------|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 職員人件費等管理費</li> <li>・ ウェブサイト運営・広報等経費</li> <li>・ イベント等開催経費</li> </ul> | 45, 787, 000 | 42, 846, 412 | 2, 940, 588 |

## (3) 名古屋スポーツコミッションにおける収支

(単位：円)

| 収 入        |            | 支 出                                                                                      |            |
|------------|------------|------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 会費・前年度繰越金等 | 23,969,653 | 地域活性化事業<br>・名古屋ジュニアサッカー大会<br>・U-18フットサルプレ大会in名古屋<br>・転入者向け観戦企画<br>・スポーツ市場拡大に向けた地域共創プログラム | 3,967,804  |
|            |            | プロモーション活動<br>・地下鉄駅付近壁面広告掲出<br>・久屋大通バナー掲出                                                 | 3,120,839  |
|            |            | その他事業等<br>・会員交流会                                                                         | 1,247,839  |
|            |            | 次年度繰越金                                                                                   | 15,633,171 |
| 会費・市負担金    | 2,299,999  | 武道ツーリズムモニターツアーの開催                                                                        | 2,299,999  |
| 市負担金       | 42,846,412 | 職員人件費等管理費                                                                                | 17,056,382 |
|            |            | ウェブサイト運営・広報等経費                                                                           | 23,774,979 |
|            |            | イベント等開催経費                                                                                | 2,015,051  |
| 計          | 69,116,064 | 計                                                                                        | 69,116,064 |

#### (4) 名古屋スポーツコミッションに関する自己評価

スポーツコミッションには、大会・イベントの誘致開催支援、スポーツツーリズムの推進、地域の活性化、事業の創出といった役割を期待している  
令和4年度は会員のチームと連携し、全国から選手が集まる大会を開催するとともに、地下鉄駅付近の壁面に選手写真を掲出するなど拠点の盛り上げも図ることができた

また、会員相互の交流を深め、新たな連携事業につなげるための会員交流会を開催することができた一方で、事業収入を得られる事業の企画や、会員の声を反映させ多くの会員が参画できる事業の企画など、取り組むべき課題があると認識している

#### (5) 会員数及び会費収入

(単位：円)

| 区 分   | 会 員 数 | 会費収入       |
|-------|-------|------------|
| 正 会 員 | 13    | 14,000,000 |
| 準 会 員 | 2     | 1,000,000  |
| 賛助会員  | 18    | 1,900,000  |
| 計     | 33    | 16,900,000 |

注1 令和5年3月末時点

2 令和4年度中に承認を受け令和5年4月1日に加入した9団体は含まない

3 正会員のうち令和4年度中に退会した1団体から会費収入を得ている

4 賛助会員のうち1団体から20万円の会費収入を得ている

(6) 会員一覧

ア 正会員

- ・名古屋商工会議所
- ・株式会社中日ドラゴンズ
- ・名古屋オーシャンズ株式会社
- ・株式会社名古屋グランパスエイト
- ・名古屋ダイヤモンドドルフィンズ株式会社
- ・大同特殊鋼株式会社
- ・学校法人梅村学園
- ・学校法人名城大学
- ・一般社団法人コムパス・スポーツ
- ・第一生命保険株式会社
- ・中京テレビ放送株式会社
- ・ランドマークエンターテイメント株式会社
- ・公益財団法人名古屋市教育スポーツ協会(名古屋市体育協会)

イ 準会員

- ・西尾レントオール株式会社
- ・株式会社日本旅行

## ウ 賛助会員

- ・公益財団法人名古屋観光コンベンションビューロー
- ・一般社団法人愛知eスポーツ連合
- ・一般社団法人愛知県ラグビーフットボール協会
- ・コーユーレンティア株式会社
- ・コカ・コーラボトラーズジャパン株式会社 中部日本地区統括部
- ・株式会社コメダ
- ・株式会社コングレ 中部支社
- ・株式会社ジェイアール東日本企画 中部支社
- ・株式会社JPN
- ・株式会社スマートノート
- ・中京総合警備保障株式会社
- ・株式会社中部経済新聞社
- ・社会福祉法人名古屋市総合リハビリテーション事業団
- ・花文貸物装飾株式会社
- ・ハマダスポーツ企画株式会社
- ・ポッカサッポロフード&ビバレッジ株式会社
- ・株式会社マイナビ
- ・株式会社メイプルファイブプラス

# 9 スポーツを活かした都市ブランドの向上

(単位：円)

| 区 分                | 内 容                                                                            | 金 額        |
|--------------------|--------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 武道ツーリズム<br>の推進     | ・ 武道ツーリズムモニターツアーの実施                                                            | 1,800,000  |
| 大規模スポーツ<br>大会の実施   | ・ セパタクロー大会の開催                                                                  | 16,000,000 |
| スポーツプロモ<br>ーションの実施 | ・ 都心でのプロモーションにおける映像<br>制作・広告<br>・ マラソンフェスティバルを活かしたプ<br>ロモーション<br>・ 地下鉄車内案内放送広告 | 19,638,580 |
| 計                  |                                                                                | 37,438,580 |

# 10 障害者スポーツ競技用補装具等購入費補助事業の交付実績

## (1) 年代別

| 区 分 | 件 数 |
|-----|-----|
| 10代 | 3   |
| 20代 | 1   |
| 30代 | 2   |
| 40代 | 5   |
| 50代 | 5   |
| 60代 | 4   |
| 計   | 20  |

## (2) 競技用補装具別

| 区 分      | 件 数 |
|----------|-----|
| スポーツ用車いす | 12  |
| スポーツ用義足  | 5   |
| そ の 他    | 3   |
| 計        | 20  |

## (3) 購入価格帯別

| 区 分   | 件 数 |
|-------|-----|
| 10万円台 | 2   |
| 20万円台 | 5   |
| 30万円台 | 6   |
| 40万円台 | 2   |
| 50万円台 | 4   |
| 60万円台 | 1   |
| 計     | 20  |

## 1.1 障害者スポーツセンター

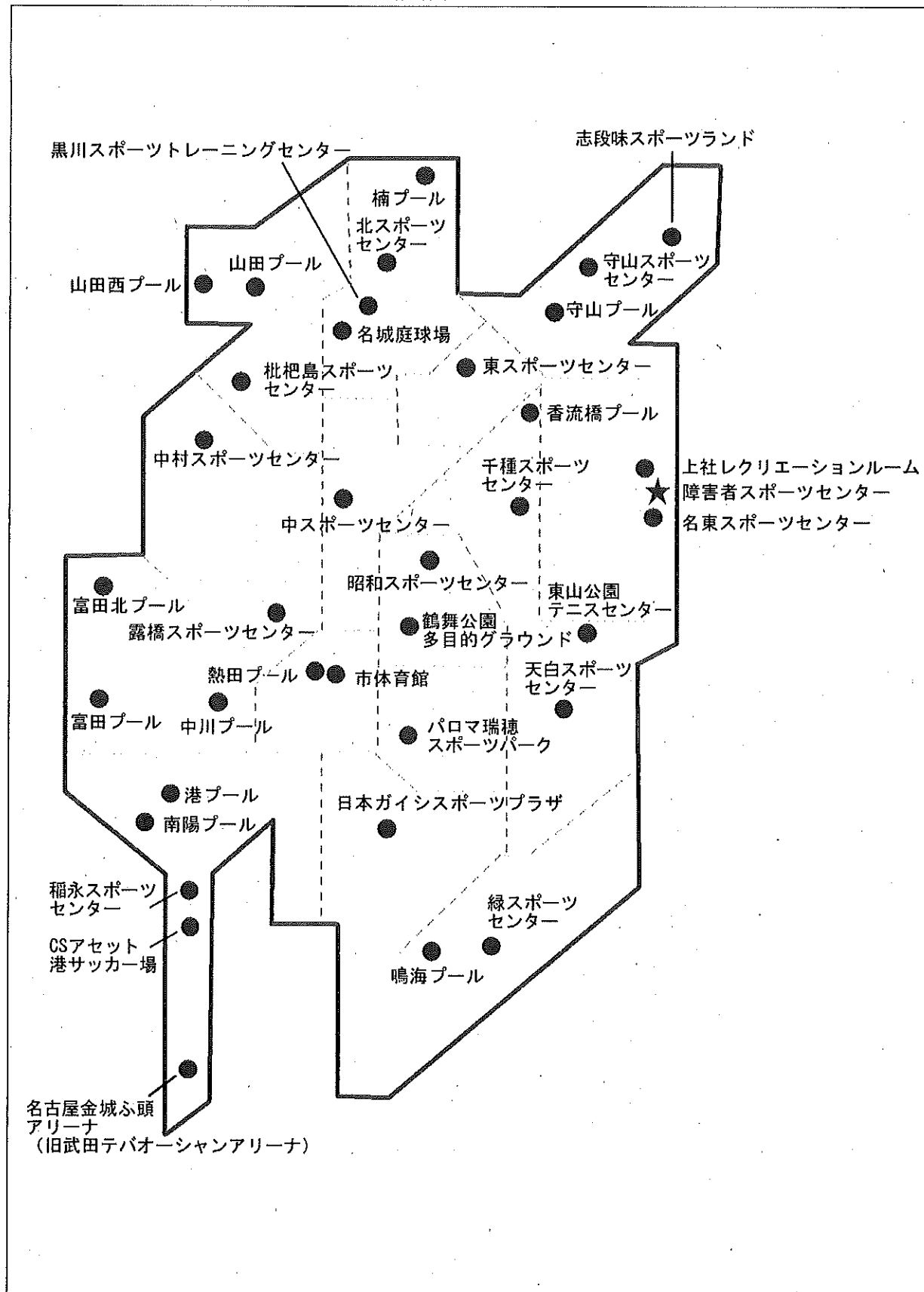
### (1) 障害者スポーツセンター個人利用者数の推移

| 区   | 令和3年度  |       | 令和4年度  |       |
|-----|--------|-------|--------|-------|
|     | 人 数    | 割 合   | 人 数    | 割 合   |
|     | 人      | %     | 人      | %     |
| 千 種 | 2,830  | 9.9   | 3,351  | 10.1  |
| 東   | 384    | 1.3   | 373    | 1.1   |
| 北   | 750    | 2.6   | 1,035  | 3.1   |
| 西   | 705    | 2.5   | 743    | 2.2   |
| 中 村 | 956    | 3.3   | 991    | 3.0   |
| 中   | 580    | 2.0   | 360    | 1.1   |
| 昭 和 | 1,052  | 3.7   | 1,069  | 3.2   |
| 瑞 穂 | 344    | 1.2   | 379    | 1.1   |
| 熱 田 | 159    | 0.6   | 198    | 0.6   |
| 中 川 | 575    | 2.0   | 635    | 1.9   |
| 港   | 101    | 0.4   | 258    | 0.8   |
| 南   | 660    | 2.3   | 998    | 3.0   |
| 守 山 | 3,164  | 11.1  | 4,206  | 12.7  |
| 緑   | 1,385  | 4.9   | 1,264  | 3.8   |
| 名 東 | 7,192  | 25.2  | 8,267  | 25.0  |
| 天 白 | 1,182  | 4.1   | 1,637  | 5.0   |
| 市 外 | 6,525  | 22.9  | 7,303  | 22.1  |
| 計   | 28,544 | 100.0 | 33,067 | 100.0 |

### (2) 障害者のスポーツ実施を推進するための主な取組み

- ・指定管理者公募選定の募集要項等において、初級障がい者スポーツ指導員有資格者を職員配置基準に追加
- ・初級障がい者スポーツ指導員養成講習会の開催日程の変更及び実施回数の増
- ・スポーツ用車いす等の競技用補装具の一時貸出及び運動指導を実施

### (3) スポーツ市民局所管のスポーツ施設



注・スポーツ施設概要をもとに作成

## 12 日本ガイシホール等のトイレ

### (1) 配置状況

| 区 分       | 箇所数 |
|-----------|-----|
| 男性用トイレ    | 15  |
| 女性用トイレ    | 15  |
| バリアフリートイレ | 8   |
| 計         | 38  |

注1 令和5年3月末現在

2 日本ガイシホール、第2競技場、第3競技場、25メートル温水プール、日本ガイシフォーラムに設置しているトイレ数

### (2) 男女別便器数

| 区 分                                                                                             | 設置数 |    |     |    |  |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|----|-----|----|--|
| 男性用トイレ                                                                                          | 134 |    |     |    |  |
| <table border="1"> <tr> <td>小便器</td><td>84</td></tr> <tr> <td>大便器</td><td>50</td></tr> </table> | 小便器 | 84 | 大便器 | 50 |  |
| 小便器                                                                                             | 84  |    |     |    |  |
| 大便器                                                                                             | 50  |    |     |    |  |
| 女性用トイレ                                                                                          | 97  |    |     |    |  |

注1 令和5年3月末現在

2 日本ガイシホール、第2競技場、第3競技場、25メートル温水プール、日本ガイシフォーラムに設置しているトイレ数

1 3. 教育基金の積立（スポーツ施設整備費関係分）

(1) 日本ガイシスポーツプラザネーミングライツ料

(単位：円)

| 区 分   | 積 立        | 取 崩         | 現 在 高       |
|-------|------------|-------------|-------------|
| 令和2年度 | 0          | 167,622,485 | 150,696,979 |
| 令和3年度 | 45,749,562 | 0           | 196,446,541 |
| 令和4年度 | 57,988,378 | 0           | 254,434,919 |

注1 現在高は各年度末時点

2 令和元年度末現在高は318,319,464円

(2) パロマ瑞穂スポーツパークネーミングライツ料

(単位：円)

| 区 分   | 積 立        | 取 崩        | 現 在 高       |
|-------|------------|------------|-------------|
| 令和2年度 | 48,400,000 | 0          | 196,231,000 |
| 令和3年度 | 0          | 0          | 196,231,000 |
| 令和4年度 | 0          | 45,369,000 | 150,862,000 |

注1 現在高は各年度末時点

2 令和元年度末現在高は147,831,000円

(3) 基金の主な用途

|                   |
|-------------------|
| ネーミングライツ導入施設の改修工事 |
|-------------------|

#### (4) 教育基金条例

##### (設置の目的)

第1条 教育事業の資金に充てるため、名古屋市教育基金（以下「基金」という。）を設置する。

##### (財産の種類)

第2条 基金に属する財産は、土地、建物、現金及び有価証券とする。

##### (積立て)

第2条の2 基金には、教育事業の推進のための寄附金及び市長が必要と認めた額を積み立てることができる。

##### (管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

##### (益金の処理)

第4条 基金から生ずる収益は、必要な額を教育事業の資金に充て、剰余の額をこの基金に編入するものとする。

##### (運用)

第5条 市長は、必要があると認めるときは、基金に属する現金を確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて運用することができる。

##### (委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、基金の管理及び処分に関し必要な事項は、市長が定める。

(5) 日本碍子株式会社との契約書



名古屋市総合体育館  
ネーミングライツ契約書

令和4年1月24日

名古屋市・日本碍子株式会社



## 名古屋市総合体育館ネーミングライツ契約書

名古屋市（以下「甲」という。）と日本碍子株式会社（以下「乙」という。）は、名古屋市南区東又兵ヱ町5丁目1番地の16に所在する名古屋市総合体育館（以下「総合体育館」という。）のネーミングライツについて、次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結する。

### （本契約の目的）

第1条 本契約は、総合体育館のネーミングライツに関して、甲及び乙が相互に協力することによって、名古屋市民のスポーツの振興と発展に寄与するとともに、乙の企業広報活動と地域貢献に資することを目的とする。

### （用語の定義）

第2条 本契約において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 愛称 名古屋市総合体育館条例（昭和62年名古屋市条例第6号。以下「条例」という。）に定める総合体育館及びその各施設の名称に代えて使用する呼称及びその略称をいう。
- (2) ネーミングライツ 総合体育館の愛称を決定する排他的な権利をいう。

### （本契約の期間）

第3条 本契約の期間は、令和4年4月1日から令和9年3月31日までとする。

### （ネーミングライツの付与等）

第4条 甲は、総合体育館のネーミングライツを乙に付与するものとし、甲は、甲乙の協議により、次条に掲げる愛称を使用するものとする。

- 2 前項の規定に基づき乙が甲に支払うネーミングライツの対価（以下「ネーミングライツ料」という。）は、前条に規定する期間中1年につき1億2千万円（消費税等別）とする。
- 3 乙は、前項に定める各年度のネーミングライツ料を、甲が発行する帳票により、毎年4月30日までに納付するものとする。
- 4 乙が、前項に規定する日までにネーミングライツ料を納付しないときは、甲は、遅延日数に応じ、ネーミングライツ料に名古屋市契約規則（昭和39年名古屋市規則第17号）第33条第1項に規定する率を乗じて得た額を延滞金と

して徴収する。

- 5 施設の工事等による休館、疫病等の蔓延、その他の事由による休館によりネーミングライツの使用に制限が生じる場合は、甲は乙にその旨を速やかに通知する。
- 6 施設の工事のため連続して30日以上休館すること（以下「長期休館」という。）が事前に判明している場合は、別紙に記載される条件に従い算出した額をネーミングライツ料から減額するものとする。減額方法等の詳細は、当該工事前年度又は当該工事期間に入る前までに、甲乙間でネーミングライツ料の減額に関する覚書を締結することで決定するものとする。
- 7 疫病等の蔓延やその他突発的な事由による長期休館については、甲乙協議の上対応を決定するものとし、乙がネーミングライツ料の減額を希望する場合は、別紙の条件に基づき算出した額をネーミングライツ料から減額するものとする。減額時期等の詳細は、甲乙間でネーミングライツ料の減額に関する覚書を締結することで決定するものとする。

（愛称）

第5条 前条第1項の規定に基づき、乙は、総合体育館及び総合体育館の施設について、次表左欄に掲げる区分に応じ、同表中欄に掲げる呼称及び同表右欄に掲げる略称を愛称として定める。

| 区分                         | 呼称           | 略称                  |
|----------------------------|--------------|---------------------|
| 名古屋市総合体育館                  | 日本ガイシスポーツプラザ | ガイシプラザ              |
| 条例別表第1に掲げる<br>レインボーホール     | 日本ガイシホール     | ガイシホール              |
| 条例別表第2に掲げる<br>レインボープール     | 日本ガイシアリーナ    | ガイシアリーナ<br>(競泳プール)  |
| 条例別表第2に掲げる<br>レインボーアイスアリーナ |              | ガイシアリーナ<br>(アイスリンク) |
| 条例別表第3に掲げる<br>サンホール        | レセプションホール    |                     |

|                                                     |            |          |
|-----------------------------------------------------|------------|----------|
| 条例別表第3に掲げる<br>施設及び条例別表第2<br>に掲げるトレーニング<br>室を含む施設の総称 | 日本ガイシフォーラム | ガイシフォーラム |
|-----------------------------------------------------|------------|----------|

(愛称等)

第6条 愛称を表示するロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）は、甲乙の協議により決定する。

2 乙は、愛称及びロゴマークを変更しようとする場合は、あらかじめ甲と協議し、新たに使用する愛称、ロゴマーク及び変更の時期等について、甲の同意を得なければならない。

3 前項に定める変更に伴い要する一切の経費は、乙の負担とする。

(愛称等の掲出請求権)

第7条 乙は、ネーミングライツに基づき、総合体育館の施設内にある既設の施設案内標識及び看板等（以下「既設の看板等」という。）について、甲に愛称及びロゴマークの掲出を請求することができる。

2 既設の看板等の掲出場所、具体的なサイズ、色彩及び掲出方法等については、別途甲乙の協議により、これを決定する。

3 既設の看板等の維持及び管理の費用は甲の負担とし、掲出に必要な看板等の制作及び取付に係る費用については乙の負担とする。

4 前各項の規定により掲出された既設の看板等の所有権は、甲に帰属するものとする。

5 既設の看板等の損傷により事故等が発生したときの対応については、甲乙の協議によりこれを決定する。

(ネーミングライツの市民周知)

第8条 甲は、総合体育館のネーミングライツに対する市民への周知と理解を図るため、次条から第11条までに定めるところにより愛称及びロゴマークの普及及び定着に努めるものとする。

(表示板の掲出等)

第9条 甲は、甲乙の協議により、第7条に定めるもののほか総合体育館に愛称及びロゴマークを付した表示板を掲出するよう努めるものとする。

- 2 甲は、甲乙の協議により、総合体育館に常設の広告を掲出し、又は総合体育館の一部において商品展示その他企業広報をするよう努めるものとする。
- 3 前二項に定める表示板の掲出内容及び場所、広告の掲出場所及び寸法並びに展示物件の場所等は、別途甲乙の協議により決定する。
- 4 前各項に定める表示板及び広告の制作、取付、維持及び管理に係る費用、展示物件の維持及び保存のため通常必要とされる経費並びに表示板、広告及び展示物件の使用に伴う電気その他の経費については、乙の負担とする。
- 5 前各項の規定により掲出された表示板、広告及び展示物件の所有権は、乙に帰属するものとする。
- 6 総合体育館で開催される競技大会・イベント等において、主催者等の都合により、前各項の規定によって掲出された表示板、広告及び展示物件を覆い隠す必要が生じるときは、甲は乙にその旨を通知し、その経費負担、当該期間中のネーミングライツ料については別紙の条件を参考にしつつ、競技大会・イベントの実施期間等を踏まえて甲乙の協議によりこれを決定する。

(道路標識等)

- 第10条 甲は、総合体育館周辺の道路標識及び公共交通機関の誘導表示等（以下「道路標識等」という。）への愛称の掲出について、当該道路標識等の管理者に対して要請するよう努めるものとする。
- 2 前項に定める道路標識等の具体的なサイズ、色彩及び掲出方法等については、当該道路標識等に係る法令等の規制及び当該道路標識等の管理者が定めるところに従い、別途甲乙の協議により決定する。
  - 3 第1項に定める道路標識等の制作及び取付は、甲及び当該道路標識等の管理者との協議により、乙の負担により行うものとする。

(愛称等の使用促進)

- 第11条 甲は、総合体育館で行われるイベントの主催者、総合体育館で営業を行う者、総合体育館の利用者、報道機関その他の者に対して、愛称及びロゴマーク（呼称、発音を含む（別表参照））の使用について協力を得られるよう努めるものとする。
- 2 甲は、甲の条例、市会議案その他名古屋市長総合体育館条例に定める名称を使用する必要があると甲が判断する場合を除き、甲の広報等において総合体育館を表示するときは、愛称を使用するよう努めるものとする。

(施設の無償利用)

第12条 乙は、甲乙の協議により、乙が次表に定める申込期間において、レインボーホール又はサンホールのいずれかを合わせて1年度内に延べ5日間（うち3日間は平日に限る）に限り利用料金（附属設備に係るものを除く。）の免除を受けて使用することができる。

| 区分       | 申込期間                                                           |
|----------|----------------------------------------------------------------|
| レインボーホール | 利用しようとする日の18月前から利用しようとする日の前日まで                                 |
| サンホール    | 利用しようとする日の6月前から（ただし、レインボーホールと併用して利用する場合は、18月前から）利用しようとする日の前日まで |

(ネーミングライツスポンサー)

第13条 乙は、名古屋市のネーミングライツスポンサーを呼称することができる。

- 2 乙は、愛称及びロゴマーク並びに総合体育館の既存施設写真を広報その他の営業活動のために無償にて使用することができる。ただし、乙が広報その他の営業活動のために使用するための新たな施設写真の撮影等については、乙の負担により行うものとする。

(本契約の期間満了)

第14条 乙が、本契約の期間が満了する日の次の日から、本契約の更新を希望するときは、令和8年6月30日までにその意思を甲に通知するものとする。

- 2 乙は本契約の更新において第一優先権を有するものとし、前項に定める通知を甲が受領したときは、本契約の更新について、甲乙が優先的に協議するものとする。
- 3 第1項に定める通知がない場合又は前項に定める協議が令和8年10月1日までに不調となった場合には、本契約は、第3条に定める期間の末日をもって終了する。
- 4 前項の規定に基づき本契約が終了する場合は、甲は、第7条第1項及び第10条第1項に定める掲出物を甲の費用負担により原状に回復するものとし、乙は、第9条第1項及び第2項に定める一切の掲出物その他物件を乙の費用負担により撤去して原状に回復するものとする。

(知的財産権の無償使用)

第15条 乙が、愛称及びロゴマークに関して知的財産権（知的財産基本法（平成14年法律第122号）第2条第2項に規定する権利をいう。）を取得した場合においては、乙は甲及び総合体育館の指定管理者がこれを無償で使用することを認める。

2 前項に定める知的財産権の無償使用に関する具体的な条件については、甲乙の協議により別途定めるものとする。

(損害賠償)

第16条 甲及び乙は、その責めに帰することができない事由による場合を除き、本契約を履行しない等により、相手方に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(契約解除権)

第17条 甲又は乙のいずれかが、正当な理由無く本契約に定める義務を履行しないときは、その相手方は本契約を解除することができる。

2 乙が、法令違反等の不正行為、公序良俗に反する行為その他企業としての社会的信用を失墜する行為をなし、本契約の継続が困難な状況が発生したと甲が判断したときは、甲は乙に相当の期間を定めて催告し、その期間内に当該状況が是正されないときは、本契約を解除することができる。

3 前二項に定める契約解除を甲が行ったときは、乙は当該解除の日を含む契約年度に係るネーミングライツ料の返還を請求することができない。

4 第1項及び第2項に定める契約解除が行われた場合にあっては、第14条第4項の規定を準用する。

(有益費の放棄)

第18条 本契約が終了したとき（甲が前条に定める解除権を行使したときを含む。）は、乙は乙の支出した有益費及び必要費等があってもこれを甲に請求することはできない。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第19条 乙は、本契約により生じる権利及び義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供してはならない。

2 前項に対する違反があった場合には、甲は第17条第1項に基づき契約を解

除することができる。

(裁判管轄)

第20条 本契約に関する訴訟の提起は、甲の所在地を管轄する裁判所で行うものとする。

(疑義に関する協議)

第21条 本契約の内容に関し、疑義が生じた場合には、甲乙の協議により解決するものとする。

別表

施設名称の正しい読み方：「日本ガイシ（にほんがいし）」は続けて読む。  
「日本」で区切らない。

- 日本ガイシ スポーツプラザ
- 日本ガイシ ホール
- 日本ガイシ アリーナ
- 日本ガイシ フォーラム

間違った読み方：「日本」と「ガイシ」を区切って読む。

- ×日本 ガイシスポーツプラザ
- ×日本 ガイシホール
- ×日本 ガイシアリーナ
- ×日本 ガイシフォーラム

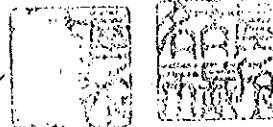
本契約の締結を証するため、本書2通を作成し、双方記名押印の上、各1通を保有するものとする。

令和4年1月24日

(甲) 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

名古屋市

代表者 名古屋市長 河村 たかし



(乙) 名古屋市瑞穂区須田町2番56号

日本碍子株式会社

代表取締役社長 小林 茂



【別紙】

第4条第6項及び同条第7項に基づきネーミングライツ料の減額を行う場合の計算式は、以下のとおりとする。

「年額 120,000 千円（消費税等別）÷12ヶ月×（長期休館する月数）×（対象施設毎の割引率）」

（注意事項）

- 1 「長期休館する月数」は、累計の30日間ではなく「連続した30日間」を1ヵ月分として数える。なお、「連続した30日間」の計算は当該年度の3月末日をもって区切るものとする。

例⑥：1月1日～1月15日、2月1日～2月15日の合計30日間の休館の場合…

「長期休館する月数」は0ヶ月

例⑦：連続39日間の長期休館の場合…「長期休館する月数」は2ヶ月

- 2 対象施設毎の割引率は、以下のとおりとする。

- ・条例別表第1に掲げるレインボーホール：60%
- ・条例別表第2に掲げるレインボープール、レインボーアイスアリーナ：30%
- ・条例別表第2に掲げる第2競技場、第3競技場、50m温水プール、25m温水プール、アーチェリー場、弓道場、トレーニング室及び条例別表第3に掲げるサンホール、研修室、和室：10%

